

山の地名はないが同村宇朝酌に廻田と云ふ小名があるとのことで、同所に居住する野津武正氏を訪ひ、種々調査したが廻田の地は後の山の背を境にして向側は新山と云つて昔は領主の山であつた、そして新山は勿論廻田も櫛畑であつて、その持主はある御城下の士(名不明)であつたが後に櫛樹の手入が中々面倒なのでその頃同村の木實方世話役入江和十郎と云ふ者に譲つたのを後又今の所有者野津氏が譲受けたものと云ふことより知ることが出来なかつた。

然し今の字新山の地が昔の新御立山であることによつて、前持主の御城下の士と云ふのが、野間忠大夫であつて二代目以後は木實方と關係のない役であつたので後の何代目かの時に手入の困難から譲つたものとも察せられる。依て此所を本書の廻田山とすれば、その所在地は八東郡朝酌村大字朝酌、廻田であつて同村々役場の北方約一丁程の地點、山林藪地合せて四反六畝二歩畑地二反四畝歩宅地五畝一步あると云ふ。山林は今松林と雑木林になつて居る。尙

地續きの茶谷といふ所の畑二反六畝二歩も櫛畑であつた由である。(藤木)

○指米 (サシマイ)

指とは、俵中に指入れて少量の穀物を検出する竹製の筒尖をいふ。米倉等に於ては米俵に指を入れ米の良否を點検するを常とす。指したる米を指米と稱し、掌中にて其の米穀を検し了り再び指を以て返還するを法とすれども、多くは之を見本として取り着服するなり。(日本農民史語彙)

○さなむし

サナ(割り竹にて編みたるもの)の上に布を敷き、これに櫛の實の粉末にしたるものを入れ蒸す。

(野間安之助氏報)

シ

○七嶋表 (シチタウオモテ)

七島蘭の莖を乾し裂きて疊表又は莖に製す。これを琉球表又は表莖といひ、また寶七島にても製するよ

第八圖 八東郡廻田山



り七島表七島菴といひ。豊後よりも多く製出するより、また豊後表の名もあり。
(言泉)

○所務 (シヨム)

時代により其意を異にすれども、徳川時代にては所得又は収入と云ふ意に通ず、河漁の所務、地主の所務、又は小作人の所務と云へば、其の營業又は土地の所有、占有より入り来る所得収入と云ふ義なり。當時所務の語全國普く使用せられたりと云ふにあらざれども、諸書に散見するより見れば、各地相當に用ひられたる語なるべし。
(日本農民史語彙)

○新組入 (シンクミイリ)

卒より新番組に組入れらるゝをいふ。
(参考) 新番組、此格にある者は一代士にして、相續者は徒となる。卒進んで新番士となり、尙功あれば組士に進む然らざれば其子は復び降つて卒となる。
(雲藩職制)

ス

語

彙

○末治町權現 (スエツク)

島根縣出雲國松江市大字西茶町

縣社

須衛都久神社

祭神 伊弉冉尊 素盞鳴尊

配神 速玉之男命 事解之男命 菊理媛神

出雲風土記所載の島根郡明治廿九年廢し八東郡に入る式外の須衛都久社は、即ち本社なりと雖も、その創立年代由緒等に至りては詳かならず、往古より末次の地龜田山に鎮座せり末次は今八東郡末次は蓋し社號より出で末次は法吉村に屬す末次の稱は蓋し社號より出でたるなるべし、舊記に末次は「スエツク」の略といへり、巡拜記に「末次茶町に熊野權現あり、即ち須衛都久社也、この須衛都久といふ語は、伊耶那岐神の靈徳を表示し名づけぬるにや、是れやがて子孫繼續の義と聞ゆ、今は辱くも藩君の産土の大神と立たせ給ひ、最も靈徳に叶へり、鎮座の舊地は今の城山なりしを、慶長築城の時此に移し建てらる云々」慶長年間出雲の領主堀尾吉晴此山に城廓を築かんとめ、元和三年殿宇を末次茶町に遷す、後延寶二年

夏松江に洪水ありて社殿破壊せしかば、同五年更に現今の地に遷され、金城第一の鎮守とし國主の産土神と定め崇敬を盡されたり、是より先き既に毛利氏祭田社領を寄進し、爾來堀尾京極松平の諸家よりも各々地を寄せ、記録棟札等も數多ありしが、毛利尼子の兵燹に罹りて、多くは焼失せり、明治四年郷社に列し同六年縣社に昇格す、御神體は鏡、神像石等なる由。下略。
(明治神社誌料)

セ

○誓紙

せいし 誓紙、誓詞を書きたるふみ。うけひふみ。
せいしよ。
(言泉)

○千手院 (センジュイン)

石橋町にあり、眞言宗。
(朝山時氏談)

○泉府方 (センブカタ)

官費にて不用物を買上げ、之を原價にて賣却する役所をいふ。
(正井儀之丞氏報)

タ

○大目代 (ダイモクダイ)

町役所勤務の役名、其役務は不明。
(参考) 町役所

大年寄

大目代 (有給、一人に付五十俵づつ藩給)

小目代 (大目代の物書なり)

町年寄 (無給、各町に一人づつ)

物書

頭判 (各町村に六七人づつあり内一人「各町」火防夫

頭となる)

番太 (各町に一人づつ、今の小使の如し)(雲藩職制)

○駄飼場 (ダカヒバ)

馬飼場。
(藤木)

○焼火山

たくひやま(焼火山) 島根縣隱岐國知夫郡即ち島前

の西ノ島黒木村字美田に在る山。標高一、七三二

尺、石英粗面岩より成り、基底圓形、山貌稍々富

士形をなす。島前群島を以て一の火山とすれば其

中央火口丘に相當する山なり。山頂に大山神社

(焼火權現)あり。
(日本百科大辭典)

焼火山と焼火神社 焼火山は玻璃質粗面岩より成る

美しき圓頂火山であつて、島前最高の山である。そ

の西側中腹には天照大神を祭神とする縣社焼火神社

がある。島民信仰の中心で特に海運擁護の神社とし

て知られ、年中參詣人を見ぬ日はない。下略。

(概観島前地誌)

○立見 (タチミ)

立會にて檢見することを云ふか。

(藤木)

チ

○地祭り

ぢまつり 地祭、地鎮祭に同じ。建築の時地均濟み、

根切に着手する前に、悪鬼を遠ざくる意にて、地

上に檀を設けて行ふ祭事。
(言泉)

○丁持 (チャウモチ)

出雲地方にて川方人足(河岸揚人夫)の稱なり。
(朝山時氏談)

○定渡 (チャウワタリ)

定雇ひといふ意なるべし。
(正井儀之丞氏報)

ツ

○作取

つくりどり 作取、耕して年貢を納めず、その收

穫の全部をわが物とする事。さくとり。(江戸時

代の語)
(言泉)

○付紙 (ツケガミ)

附紙 今日にて云ふ附箋のことなり、下役より上司

に對して何か願出づることあり、上役之を見て其れ

に適當の指令を爲すに當り、小さな紙を其願書に附

けて文字を記し、上意を表はすを云ふ。
(日本農民史語彙)

○辻見 (ツジミ) 辻見 所謂小立見にあたるものである。「傳法記」によるに

『一辻見之事 辻見と言ふは一輪／＼の帳面を以て大辻一見して極遺至而大切なる事也。尤辻見之本は檢地也。其村里は不申及谷奥山林迄案内之上古今能々心得其村々善惡度量分別可有之事。扱輪切帳差出帳面左之通輪切／＼に□□しを立輪境を記村々役人案内委く演説有之事』

とある。これによるに、辻見といふのは、各輪について、大略如何程の收穫があるかを決定するのをいふ。然らば其の決定方法は如何といふに、地方から數人の役人が各村に出張して『毎村の輪切帳を點檢し……輪切帳に記入せし反別平均に照して税額を決定』し『又庄屋年寄頭百姓五人組頭等立會の上輪切毎に平作と認むる箇所にて坪蒔をなし實收を測定し之を照準と爲し輪内毎筆の收穫を査定して貢米の高を定る』のである。以上で明かな様に、辻見は輪毎

の各筆の田について貢米の高を決定するのではなくて、輪毎に平し如何程減すべきかを決定するのである。(松江藩經濟史の研究)

○つゝほ 榎の實の鼠等に喰はれたるもの等不良品を云ふ。(野間安之助氏報)

テ

○手前抱郡足輕 (テマエカカエ、コホリアシガル) 郡奉行が自分の費用にて二人とか三人とか召抱へる足輕なり。(正井儀之丞氏報)

○出目銀 (デメギン) (参考)でめ 出目、二つの數量を較べて一方が他方よりも多き場合の差額。「江戸時代の語」(言泉)

ト

○當銀

たうぎん 當銀、當金に同じ。即座に料金を授受すること。當銀。現金。(言泉)

○とうし

とほし 徒、籠。『網目より通して篩ひ分くる物の義』米穀を篩ふに用ふる目の粗き大なる篩。殊に舂きたる米と糠とをふるひ分くるに用ふ。方形なると圓形なるとあり、又網目の大小によりて、一分徒、二分徒などあり。用途に隨ひて、米徒、豆徒、粉徒などあり。(言泉)

○當錢 (トウセン)

當銀と同じく、即座に代錢の授受をなすこと。即金。(藤木)

○留附 (トメツケ) 木實方山方留附 記録掛り。(正井儀之丞氏報)

ナ

○投文 なげぶみ 投書、とうしよ(投書)に同じ。(言泉)

○灘 (ナダ) 茶町權現の丁の灘

出雲地方にて濱邊を指して言ふ。依て茶町權現の丁の灘とは、茶町なる末次權現社前の水邊を指せるなり。(朝山晴氏談)

ニ

○庭帳 (ニハチャウ)

庭帳とは年貢出納のことを記せる帳簿をいふ。年貢上納のことを庭場にて記載するを以て此名あり。此庭帳は最も精確を期するが爲めに、現物のある庭場にて調査し、以て年貢納め渡しをする日の用に供す。(日本農民史語彙)

ネ

○寢實 (ネミ)

寢るといふ事は品質が不良になる(假令ば味噌を造る場合、味噌の味が悪く酸味を帯びた場合味噌が寢たといふ類)との意にて、寢實のみにては蠟に製す

ことが出来ない。然し全く蠟にならぬ譯ではなく他の優良品と混じて蠟を製する由。(野間安之助氏報)

○野うて所 (ノウテドコロ)

山林等の際にて日當り宜からざる場所を云ふ。

(参考) 田法記

一田畑によらず、家廻り藪下三間通り、又は森下杯は、野うて不作するもの也、假令土は上にも中にもあれ、下にも下々にも名を付置度者也。

(近世地方經濟史料)

○野間忠大夫 (ノマチウダユウ)

〔資料〕

(張紙)

〔野間忠大夫 百石 組付 父祖之事跡見野間善兵衛記〕

二代目善兵衛側腹倅

元 祖 野間善兵衛

本國尾張生國出雲

一貞享二乙丑年^{月日}父遺跡分知百石被下之大御番組え

組入其時號

一享保二丁酉年五月廿八日於出雲死

二代目 野間甚八 生國出雲

一享保二丁酉年八月五日父遺跡百石被下之大御番組へ組入

一同三戊戌年十一月十三日於出雲死

實二代目連水與一兵衛三男

三代目 野間兵吉 生國出雲

一享保四己亥年二月五日養父依無嗣子一類共如奉願名字相續被 仰付遺跡百石被下大御番組え組入

一同六辛丑年閏七月九日御扨從番え組替御供廻江戸御

供被 仰付^{翌年三月御供仕罷越翌年四月御供仕歸}

一同十五庚戌年五月五日江戸御銀奉行被 仰付翌年

御免^{同八月御供仕罷越翌年八月不知歸}

一同十六辛亥年十月十八日大御番組え歸番

一享保十八癸丑年二月十八日隱岐國御代官役被 仰付

同廿乙卯年十月十二日 御免^{同四月渡海同廿一辰年七月歸帆}

一同廿乙卯年九月十二日

(後) 御鳥羽院御陵御造營御用出精仕付而御上下一具被下之

一元文五庚申年九月廿三日御細工奉行被 仰付勤之年

數十ヶ年

一寛保三癸亥年八月廿八日月照寺御普請御用出精仕付而御帷子一被下

一延享二乙丑年正月十一日御役儀出精相勤付而爲御褒美銀一枚被下之

一同四丁卯年六月七日勤方宜敷御細工所御儉約之筋相立之段御稱美被成下御上下一具被下

一同十二月廿六日於

御前格式役組外被 仰付

一延享五戊辰年二月朔日於

御居間勤方出精仕之段奉蒙

御懇意 御手自御給一被下之

一寛延二己巳年九月十八日出精相勤付而 御手自御給一被爲拜戴之

一同九月廿一日於

御前郡奉行格山奉行木實方爰勤被 仰付

一同四辛未年七月七日 御留守中勤方出精仕之段蒙 御意 御手自御帷子一被下之

一寶曆二壬申年正月十一日出精相勤付而御役料廿石分被下之

一同四甲戌年六月廿九日御役筋出精仕之段蒙 御稱美御帷子一被下之

一寶曆七丁丑年六月廿六日郡奉行上座被 仰付御役料高結御加増貳拾石被下同日山方木實方御次懸り被 仰付

一同九己卯年十二月十九日御禮席御側役之次座被 仰付勤方唯今迄之通

一同十一年辛巳年七月日不知 御用付而江戸表え被 召呼^{同八月罷越同九月歸}

一同八月十二日 御姫様御婚禮御用受口被 仰付御禮座を茂受口可相勤旨被仰渡之

一同十二壬午年八月十八日依無嗣子如奉願速水與一兵衛孫養子被 仰付
 一同十三癸未年正月日不知御用付而江戸表へ被 召呼
同二月罷越
同四月歸
 一同九月廿一日年來出精相勤付而御者頭格被 仰付勤方唯今迄之通
 一寶曆十四甲申年三月日不知御用付而江戸表之被 召呼
同四月罷越
同七月歸
 一同四月十五日
 五百姫様御婚禮御用被 仰付
 一同六月九日出精相勤付御者頭本格御守役次座被 仰付御役料御法之通被下之勤方如元
 一明和元甲申年八月日不知
 五百姫様御婚禮御用付而江戸表之被 召呼 同九月罷越同閏十二月歸
 一同九月十一日
 將軍 宣下御客之砌表方御者頭不足付而御廣間詰被 仰付

一同二乙酉年六月廿五日御用付而江戸之罷越同三丙戌年二月京大坂御用向も相仕舞歸
 一明和三丙戌年二月十日及老年度々令出府
 五百姫様御婚禮御用出精相勤付而御役料之内高結御加増三拾石被下之
 一同九月廿六日
 五百姫様就御婚禮御用江戸之被 召呼御用付而京大坂之茂立寄同十一月罷越
同四月五年五月歸
 一同四丁亥年四月三日御懇之蒙
 御意御加増五拾石被下之
 一同五戊子年三月十五日御用有之江戸之罷越尤御用付而京大坂之茂立寄同六己丑年三月京大坂御用向茂相仕舞歸
 一同六己丑年五月廿九日今般
 西御丸御修復御手傳就被爲蒙 仰別段ニ寸志申出段 連
 御聽御稱美被成下寸志之品
 御受納可被遊旨被仰渡之

一明和六己丑年九月九日兼而當年茂江戸表之罷越管之 處此節彼地御用茂差向之間支度次第可罷越旨被 仰
同十一月罷越
同七月寅年十月歸

實三代目速水與一兵衛孫
 四代目 野間久大夫 生國出雲

一同七庚寅年三月廿一日
 御公役被爲蒙 仰節別段之寸志申出付而御上下一具被下之

一明和八辛卯年八月五日養父存生之内爲名代木實方御役所之罷出御用向手傳可申旨同十一月十九日
 御姫様御婚禮御用御次御用懸受口同様之心得を以可相勤旨於御次被仰渡

一同七月廿四日先達而内存之趣達
 御聽之處年來深切ニ致取引來付而御用筋之儀只今引受難被相放之條御再縁等被爲濟迄不相替引受相勤猶又打込リ可相勤旨被 仰出
 一同八辛卯年八月五日及老衰付而御役奉辭度之段願差出達

御聽之處御役所之儀令發端年來功者ニ相勤事故御役不被遊 御免之間隨分令保養可相勤旨依之忤多門爲名代御役所之差出差圖を以御用向を茂手傳せ可申旨被 仰出

一明和九壬辰年六月廿三日於出雲死

(中略)
 一同(安永四乙未)七月晦日於武藏死
 (張紙)
 [速水織太 百石 御子様方御抱守]
 元祖 速水次郎右衛門 本國共因幡
 (記事略)
 二代目 速水與一兵衛 生國出雲
 一貞享二乙巳年六月日不知父家督百石被下大番組之組入

一元祿二己巳年^{月日}不知有故御暇被下之、翌年三月廿九日歸參被仰付本知百石被返下

一同八乙亥年七月十日御札座御銀奉行被仰付、同十丁丑年^{月日}不知御免

一同十一戊寅年六月廿一日御代官役被仰付

一寶永元年申年九月十八日郡奉行被仰付^{勤之年數十二年}

一同五戊子年四月日不知御加増五十石被下之都而百五拾石

一正徳五乙未年二月日不知御者頭役被仰付御役料五拾依被下之^{御免之年數月日}不知

三男享保四己亥年二月五日如奉願野間甚八歿後養子被仰付

四男七十郎享保八癸卯年八月十六日如奉願島村磯

右衛門養子被仰付

二男彌太^{年號月日}不知如奉願早川太兵衛養子被仰付

一享保九甲辰年五月廿六日如奉願隱居被仰付隱居料三十拾石被下號石殘

一同十一丙午年十二月廿一日於出雲死

三代目 速水與一兵衛 生國出雲

(前略)

孫梅之助寶曆十二壬午年八月十八日知奉願野間忠太夫養子被仰付

(列士録)

酒井與次右衛門組

(百石)

野間彦右衛門

(宗衍公御代御給帳)

者頭

一高百貳拾石 外役料八拾俵

野間忠大夫

(第七代治郷公御代御給帳)

明和九年壬辰 安永元年

即淺院美叟道忠居士 六月廿三日野間忠太夫後號兵吉歳七十四

(圓成寺過去帳)

内山下

南	表口廿五間 後口廿五間四尺五寸 東入廿五間五尺五寸 西入廿六間	堀江七大夫 三田村係左衛門 橋本格庵預り 野間忠太夫 田中源五右衛門
向	速水兵太郎	

(御城下屋敷割)

以上の資料に依つて野間忠大夫は元祿十二年に二代目速水與一兵衛の三男(幼名不詳)に生れ、享保四年(二十一歳)野間家へ養子となり養父の跡目を継ぎ大御番組へ編入された。元文五年九月(四十二歳)御細工奉行となり寛延元年二月(五十歳)木實方創設されしに付御細工所並木實方奉行の兼務を命ぜられた。翌寛延二年九月(五十一歳)郡奉行格山方、木實方奉行となり寶曆七年六月(五十九歳)郡奉行上座に仰付られ御役料高結貳十石の御加増あり、山方木實方御次懸りとなる。明和八年(七十三歳)の時老衰に付御役の御免を願つたが木實方創設以來年功あるに付て御役御免無く随分保養して勤務し御役

所は忤多門を名代として差出し差圖を以て御用向を手傳せよと命ぜられた。翌明和九年六月廿三日七十四歳で歿した。法號を即淺院美叟道忠居士といひ榮町圓成寺(臨濟宗)に葬る。幼名は不明であるが初め彦右衛門後に忠大夫と名乗り晩年は兵吉と稱して居た事が知られる。其屋敷は「御城下屋敷割」及「雲藩士族屋敷之圖文久頃」を參酌して内山下に在つたと推せられる。今の母衣町地方裁判所の東南の角がそれに當つて居る。(藤木)

○櫛 (ハゼ)

△はにし^{和名} 鈔 はじ、はぜ、はぜうるし、やまうるし

葉の大小實の大小數種あり、葉ハうるしに似て狭く尖りあり、秋に至りよく紅葉す、はぜもミちと云、諸國に多く栽培して蠟を採る、夏月枝の梢に穂を生じ、黄白色の黄花を開き實を結ぶ、圓く扁くして下垂し熟すれば黄褐色となる。(本草圖譜卷之七十九)

△はぜのき 櫨樹、黄櫨樹、漆樹(ウル)科に屬する落葉喬木。高さ三丈に達し、葉は奇數羽狀複葉にして互生し、各小葉は長卵形披針狀をなし、先端尖り全縁にして無柄。秋季の紅葉美し。花は單性にして雌雄別株、小形、淡黄綠色、五六月頃總狀花序をなして開く。果實は漆のよりやや大く、扁平にして堅し。果實の中果皮より蠟を採り、材は質やや堅硬緻密にして、器具、函、弓などの材料とす。さつまはぜ。はじ。はぜ。はぜうるし。はにし。やまうるし。らふのき。りうきうはぜ。(言泉)

○初尾 (ハツヲ)
はつほ 初穂、收穫したる穀物の、先づ神佛に奉るもの。(言泉)

フ

○普門院 (フモンイン)
北田町普門院丁にあり、天台宗。(朝山皓氏談)

ホ

○寶札 (ホウサツ)
銀札又は錢札をいふならんか。(正井儀之丞氏報)

マ

○牧畑 (マキハタ)
牧畑とは隱岐國島前に多き急傾斜をなす地形を階段的な圃地によりて巧に利用して耕牧輪轉を行ふのが牧畑である。其の一牧畑の經營法は
一、秋山 本年の秋大、小、裸麥を播種する圃であつて、昨年のクナ山であつた圃である。昨年即ちクナ山年の十一月大小豆を收穫して以來家畜を放牧し本年の九月に及ぶ。その頃となれば粟收穫されるを以て該圃上の家畜を移動して大小麥を蒔く
二、麥山 昨年秋山であつた所である。秋山年の冬播種した麥を六月下旬刈り取りて七月上旬大小豆を播種する。大小豆の代りに蕎麥或は甘藷を栽培

する地方もある。何れにせよ十一月頃收穫し其の跡より家畜を移動して放牧する。

三、粟山 昨年麥山のおつた所、昨年大小豆を收穫して以來放牧してあつた土地である。本年五月に及び牛馬を全部秋山及びクナ山に移動せしめて粟の播種を行ふ。九月上旬粟を收穫し、その刈株上に秋山より家畜を移動せしめる。この刈株上の放牧は最も家畜を肥大せしめる。

四、クナ山 前年粟山のありし所、昨年九月放牧後引つゞき本年六月上旬まで放牧し、六月中、下旬大小豆を播種するため牛馬を全部秋山に移動せしめ、大豆は十一月上旬に收穫し其の跡地に放牧する。このクナ山の大小豆收穫跡地の放牧は次年の秋山年の十一月まで一ケ年間に及び最も長く放牧地となるから本牧とも言ふ。

一般に牧畑は右を原則として行はれてゐるが多少變形したものもある。(概観島前地誌)

○町奉行 (マチブギヤウ)

語彙

寺社町奉行

今の司法省に當り、國中司法、監獄を司り、又國內の社寺及松江の民政を司る。役所は自宅なり。奥列、組士格のもの茲に出勤す。(雲藩職制)

ミ

○冥加 (ミヤウガ)

徳川時代に於ける雑税の一種にして、運上と共に之を浮役と稱せらるゝこともあり、唯運上と異なるは、彼は定納税なれども、此は一種の獻金に類する點にあり。(日本農民史語彙)

メ

○目見 (メミ)

現在木職商に於ても目見なる語は使用されず、見本といふ意ならんと云ふ。(野間安之助氏報)

○目安 (メヤス)

めやす 目安、武家時代に訴狀と陳狀との俗稱。徳

川時代には訴状のみをいへり。めやすがき。

(言泉)

モ

○木欒子 (モクロジ)

もくれんじ 木欒子、むくろじ(無患子)に同じ。無患子科に属する落葉喬木。本州、九州、臺灣、小笠原島等の山地に自生し、高さ二丈餘に達す。樹皮は灰白色にして平滑數多の小き皮目あり。葉は互生し長卵形なる六片乃至十六片の小葉より成る偶數羽狀複葉にして、六月頃帯黄色五瓣の小花圓錐花序をなして開き、果實は圓くして直徑六七分、外皮は黄褐色に變じ皺を生じ中に黒色球形の堅硬なる一個の種子を藏む。木材は堅けれど割れやすし。果實の外皮の煎汁は洗濯用となし、種子は念珠又は羽子(カ)の球とす。つぶ。むく。むく。むくのき。むくろろじ。むくろんじ。もくげんじ。

(言泉)

○元方 (モトカタ)

普請元方は普請に關する本部、其他隠州元方は隠岐國に關する等各役所の事務を統括する所。

(正井儀之丞氏報)

○元メ (モトジメ)

御目見、小算用、萬役人。此の三格は御勘定方といつて諸役所の元メを勤むるものなり。

(雲藩職制)

ヤ

○屋敷方 (ヤシキカタ)

土屋敷の棹入れをなし、臺帳を作りて其の取締りをなす。役所は小人方にあり。

(雲藩職制)

○山方 (ヤマカタ)

山林を司る。御勘定所の内に在りたり。

(雲藩職制)

○山屋鋪

やまやしき 山屋敷、山邸、山地にある屋敷。やまやかた。山莊。

(言泉)

ヨ

○横目役 (ヨコメヤク)

事務の非違を警しむ役にして、今の監督なり。

(正井儀之丞氏報)

○萬役人格 (ヨロヅヤクニンカタ)

元メ(モトジメ)参照。

ロ

○蠟紋り面木 (ロウシボリオモギ)

蠟を絞る時に使用する兩側に建てる樺製の支柱。

(野間安之助氏報)

○蠟實方 (ロウノミカタ)

木實方設置以前に於ける櫛實を司れる役名、御細工所に屬せしものか。

(藤木)

○語彙引用書目

○烈士錄 (松江市松江神社所藏)

本書は寛永十五年松平直政公出雲入國以來の士分以上の者の履歴を詳細に記載したもので、美濃紙約四百枚前後を一冊として凡例共五十七冊に分れ、記載は、いは、順に依つてゐる。

○御城下屋敷割 (松江市松江圖書館所藏)

本書は半紙四ツ折横綴五十八丁の一冊本であつて、各頁を縦七ツに割り町筋に従て記載し、横は五ツに區劃して上欄に其屋敷正面の方向を記し次の段には嘉永四年當時の居住者の姓名を三段目は屋敷の面積を載せ、以下の二段は前居住者を其居住の順序に従つて記載してある、卷末に嘉永辛亥十月初旬寫之、永田純左衛門高義(花押)、天和三年屋敷間數御目附星野小右衛門へ計出候様ニ被仰付、嘉永四亥迄百六拾九年ニ成ル、と書かれてある。

○宗衍公御代御給帳 (松江市桑原羊次郎氏所藏)

本書は半紙判の寫本で松平宗衍公(享保十六(明和四)治世の時の御給帳で現今の職員錄の如きものである。

○御七代治郷公御代御給帳 (松江市桑原羊次郎氏所藏)

本書も前書に同じく半紙判寫本で松平治郷公（明和四―文化三）時代の御給帳である。

○圓成寺過去帳

松江市榮町圓成寺所藏。

○西宗寺過去帳

八東郡川津村西宗寺所藏。

○雲藩職制

本書は松江藩に於ける維新前後の職制を調査記載したもので維新前の部は主として安政年度の御目付所御給帳に依つたものであるといふ。（正井儀之丞氏編、昭和四年松江市郷土史研究會發行。）

○松江藩經濟史の研究

○地方凡例録

○近世地方經濟史料

○日本農民史語彙

○概觀島前地誌

○大日本地名辭書

○大日本神社志

○明治神社誌料

○本草圖譜

○言泉

○日本百科大辭典

尙、野間稻塚兩家に關する調査に就ては、朝山皓氏、桑原羊次郎氏、酒井清太郎氏、中村歴氏、山本清氏其他の諸氏に一方ならぬ御盡力を受けた。地名其他の事に就ては、朝山皓氏、山本清氏、野間安之助氏並に八東郡朝酌村、簸川郡平田町、能義郡宇賀莊村、飯石郡鍋山村其他各役場を煩はし、又役名其他に就ては、野間氏を通して正井儀之丞氏の御教示を受けた。爰に其の事を記して御厚情に對し謝意を表します。（藤木）

地名索引

ア

秋鹿郡 (アイカ)

朝酌村(島根郡) (アサクミ)

朝原村(飯石郡) (アサハラ)

出雲郷村(意字郡) (アダカイ)

荒木村(神門郡) (アラキ)

荒島村(能儀郡) (アラシマ)

粟谷村(飲石郡) (アワダニ)

案田村(飯石郡) (アンダ)

(現在)

明治二十九年廢シテ其地域ヲ八東ニ入ル

八東郡朝酌村朝酌

飲石郡東須佐村ノ内

八東郡出雲郷村出雲郷

八東郡荒木村ノ内

能義郡荒島村

飯石郡飯石村ノ内

飯石郡一宮村ノ内

イ

井上村(出雲郡) (イアゲ)

意字郡 (イウ)

伊萱村(飯石郡) (イガヤ)

生馬村(島根郡) (イクマ)

井尻川 (キシリカハ)

簸川郡伊波野村ノ内

明治二十九年廢シテ其ノ地域ヲ八東郡ニ入ル

飯石郡一宮村ノ内

八東郡生馬村生馬

伯太川

石塚村(神門郡) (イシツカ)

伊志見村(意字郡) (イジミ)

意東村(意字郡) (イトウ)

今市村(神門郡) (イマイチ)

今在家村(出雲郡) (イマザイケ)

榊屋村(意字郡) (イヤ)

岩坂村(意字郡) (イハサカ)

簸川郡大津村ノ内

八東郡宍道町ノ内

八東郡意東村

簸川郡今市町ノ内

簸川郡久木村ノ内

八東郡榊屋村

東岩坂 西岩坂村参照

ウ

上山村(飯石郡) (ウヘヤマ)

宇治村(大原郡) (ウヂ)

宇谷村(大原郡) (ウダニ)

飯石郡田井村ノ内

大原郡神原村ノ内

大原郡日登村ノ内

オ

岡田村(楯縫郡) (ヲカダ)

奥田儀村(神門郡) (オクタキ)

大井村(島根郡) (オホキ)

大川(神門) (飯石) (オホカハ)

簸川郡檜山村ノ内

簸川郡田儀村ノ内

八東郡朝酌村ノ内

斐伊川

大草村(意字郡) (オホクサ) 八東郡大庭村ノ内
 大島村(神門郡) (オホシマ) 籙川郡神西村ノ内
 大竹村(大原郡) (オホタケ) 大原郡屋裏村ノ内
 大谷村(意字郡) (オホダニ) 八東郡玉湯村ノ内
 大津村(神門郡) (オホツ) 籙川郡大津村大津町
 大庭村(意字郡) (オホバ) 八東郡大庭村大庭
 大海崎村(島根郡) (オホミザキ) 八東郡朝酌村ノ内
 乙立村(神門郡) (オツタチ) 籙川郡乙立村乙立
 隠州布施村 (オンシユウ) 海土郡海土村ノ内
 (フセ)

カ

學頭村(出雲郡) (ガクトウ) 籙川郡莊原村ノ内
 掛合村(飯石郡) (カケヤ) 飯石郡掛合村掛合
 春日村(意字郡) (カスガ) 八東郡出雲郷村ノ内
 加食田村(飯石郡) (カチキタ) 飯石郡鍋山村乙加宮
 上阿宮村(出雲郡) (カミアグ) 籙川郡出西村ノ内
 上伊野村(秋鹿郡) (カミイノ) 八東郡伊野村ノ内
 上今津村(能儀郡) (カミイマツ) 能義郡赤江村ノ内

上宇部尾村(島根郡) (カミウベヲ) 八東郡本庄村ノ内
 上鹽冶村(神門郡) (カミエンヤ) 籙川郡鹽冶村ノ内
 上川津村(島根郡) (カミカハツ) 八東郡川津村上川
 上講武村(島根郡) (カミコオブ) 八東郡講武村ノ内
 上坂田村(能儀郡) (カミサカタ) 能義郡赤江村ノ内
 上鹿塚村(出雲郡) (カミシツカ) 籙川郡久木村ノ内
 上郷村(神門郡) (カミノガウ) 籙川郡上津村上島
 上橋波村(神門郡) (カミハシナミ) 籙川郡山口村ノ内
 上吉田村(能儀郡) (カミヨシダ) 能義郡大塚村ノ内
 加茂村(大原郡) (カモ) 大原郡加茂村
 茅原村(飯石郡) (カヤハラ) 飯石郡飯石村ノ内
 菊畑村(大原郡) (カリハタ) 大原郡海潮村ノ内
 川手村(飯石郡) (カハデ) 飯石郡田井村ノ内
 神立村(出雲郡) (カシダチ) 籙川郡出西村神氷
 神門郡 (カンド) 籙川郡莊原村宇屋
 神庭村(出雲郡) (カンバ) 神庭
 神原村(大原郡) (カンバラ) 大原郡神原村ノ内

キ

給下村(飯石郡) (キフシタ) 飯石郡一ノ宮村ノ内
 吉佐村(能儀郡) (キサ) 能義郡島田村ノ内
 紀州名草郡 (キシユウナ) 明治二十九年廢シテ其
 北浦(島根郡) (キタウラ) 地域ハ海草郡ニ入ル 八東郡千酌村ノ内
 北島村(出雲郡) (キタシマ) 籙川郡久木村ノ内
 北原村(仁多郡) (キタハラ) 仁多郡温泉村ノ内
 切川村(能儀郡) (キレカハ) 能義郡赤江村ノ内
 清井村(能儀郡) (キヨキ) 能義郡宇賀莊村ノ内
 清瀬村(能儀郡) (キヨセ) 能義郡宇賀莊村ノ内
 清水村(能儀郡) (キヨミヅ) 能義郡宇賀莊村ノ内

ク

久村(神門郡) (ク) 籙川郡久村
 求院村(出雲郡) (グキ) 籙川郡出西村ノ内
 日下村(神門郡) (クサカ) 籙川郡高濱村ノ内
 熊野村(意字郡) (クマノ) 八東郡熊野村

ケ

九重村(能儀郡) (クノウ) 能義郡宇賀莊村ノ内
 黒島村(能儀郡) (クロドリ) 能義郡島田村黒井田
 ノ内

コ

毛津村(神門郡) (ケヅ) 籙川郡窪田村ノ内
 古荒木村(神門郡) (コアラキ) 籙川郡荒木村上荒木
 小波浦(島根郡) (コナミウラ) 八東郡野波村ノ内

サ

坂浦(楯縫郡) (サカウラ) 籙川郡佐香村ノ内
 坂田村(出雲郡) (サカダ) 籙川郡出東村ノ内
 佐草村(意字郡) (サクサ) 八東郡大庭村ノ内
 佐久保村(能儀郡) (サクボ) 能義郡宇賀莊村ノ内
 佐白村(仁多郡) (サジロ) 仁多郡布勢村ノ内
 佐田川(島根郡) (サタ) 佐陀川
 佐津目村(神門郡) (サツメ) 籙川郡山口村ノ内

里方村(大原郡) (サトガタ) 大原郡斐伊村ノ内
里方村(神門郡) (サトガタ) 簸川郡高濱村ノ内
山王寺村(大原郡) (サンワウジ) 大原郡海潮村ノ内

シ

島村(楯縫郡) (シマ) 簸川郡灘分村ノ内
島田村(能儀郡) (シマダ) 能義郡島田村
島根郡 (シマネ) 明治二十九年廢シテ其
地域ヲ八東郡へ入ル
下阿宮村(出雲郡) (シモアグ) 簸川郡出西村ノ内
下意東村(意字郡) (シモイトウ) 八東郡意東村ノ内
下伊野村(秋鹿郡) (シモイノ) 八東郡伊野村ノ内
下今津村(能儀郡) (シモイマヅ) 能義郡赤江村ノ内
下宇部村(島根郡) (シモウベラ) 八東郡森山村ノ内
下鹽冶村(神門郡) (シモエンヤ) 簸川郡鹽冶村ノ内
下川津村(島根郡) (シモカハツ) 八東郡川津村下東川
下熊谷村(飯石郡) (シモクマタニ) 飯石郡三刀屋村ノ内
下坂田村(能儀郡) (シモサカタ) 能義郡赤江村ノ内
下庄村(神門郡) (シモシヤウ) 簸川郡松枝村下横ノ
内

下庄原村(出雲郡) (シモシヤウ) 簸川郡莊原村下庄原
下分村(大原郡) (シモブン) 大原郡春殖村大東下
分
下吉田村(能儀郡) (シモヨシダ) 能義郡大塚村ノ内
常樂寺村(神門郡) (シヤウラク) 簸川郡江南村ノ内
出西村(出雲郡) (シユツサイ) 簸川郡出西村出西
出雲郡 (シユツト) 明治二十九年廢シテ其
地域ヲ簸川郡へ入ル
白枝村(神門郡) (シロエダ) 簸川郡高松村ノ内
新御立山(島根郡) (シンオタテ) 八東郡朝酌村新山
新川(意字郡) (シンカハ) 天神川
神在沖村(神門郡) (シンザイオ) 簸川郡神西村神西沖
分
宍道村(意字郡) (シンヂ) 八東郡宍道町ノ内
新庄村(大原郡) (シンジヤウ) 大原郡大東町ノ内
瀬崎浦(島根郡) (セサキウラ) 八東郡野波村ノ内
園村(楯縫郡) (ソノ) 簸川郡東村ノ内

タ

大西村(大原郡) (ダイサイ) 大原郡加茂村ノ内
高津屋村(神門郡) (タカツヤ) 簸川郡山口村ノ内
多岐村(神門郡) (タキ) 簸川郡田岐村ノ内
多久村(楯縫郡) (タク) 簸川郡檜山村ノ内
多久谷村(楯縫郡) (タクダニ) 簸川郡檜山村ノ内
武志村(神門郡) (タケシ) 簸川郡川跡村ノ内
楯縫郡 (タテヌイ) 明治二十九年廢シテ其
地域ヲ簸川郡へ入ル
玉造村(意字郡) (タマツクリ) 八東郡玉湯村ノ内

チ

知井宮沖村(神門郡) (チキノミヤ) 簸川郡知井宮村知井
宮沖分
知井宮本郷(神門郡) (チキノミヤ) 簸川郡知井宮村ノ内
近松村(大原郡) (チカマツ) 大原郡加茂村近松町
竹矢村(意字郡) (チクヤ) 八東郡竹矢村竹矢

ツ

テ

常松村(神門郡) (ツネマツ) 簸川郡高濱村ノ内
天神村(神門郡) (テンジン) 簸川郡鹽冶村ノ内

ト

所原村(神門郡) (トコロバラ) 簸川郡朝山村ノ内
富田川(能儀郡) (トダカハ) 飯梨川
殿川内村(飯石郡) (トノガフチ) 飯石郡鍋山村殿河内
島屋村(出雲郡) (トヤ) 簸川郡伊波野村ノ内
島木村(能勢郡) (トリキ) 能義郡大塚村ノ内

ナ

中津村(能儀郡) (ナカヅ) 能義郡赤江村ノ内
中原村(出雲郡) (ナカハラ) 簸川郡久木村ノ内
長海村(島根郡) (ナガミ) 八東郡本庄村ノ内

ニ

西赤江村(能儀郡)(ニシアカエ) 能義郡荒島村ノ内
 西尾村(島根郡)(ニシヲ) 八東郡朝酌村ノ内
 西岩坂村(意字郡)(ニシイワサカ) 八東郡岩坂村ノ内
 西忌部村(意字郡)(ニシイムベ) 八東郡忌部村ノ内
 西川津村(島根郡)(ニシカハツ) 八東郡川津村ノ内
 西來海村(意字郡)(ニシギマチ) 八東郡來待村西來待
 西代村(楯縫郡)(ニシシロ) 簸川郡國富村ノ内
 西園村(神門郡)(ニシソノ) 簸川郡園村ノ内
 西林木村(楯縫郡)(ニシハヤシギ) 簸川郡蕪巢村ノ内
 西日登村(大原郡)(ニシヒノポリ) 大原郡日登村ノ内
 西持田村(島根郡)(ニシモチダ) 八東郡持田村ノ内
 入南村(神門郡)(ニフナン) 簸川郡遙堪村ノ内
 野井浦(島根郡)(ノキウラ) 八東郡野波村ノ内
 乃木村(意字郡)(ノギ) 八東郡乃木村乃木
 野尻村(神門郡)(ノジリ) 簸川郡稗原村ノ内
 野外村(能儀郡)(ノド) 能義郡宇賀莊村ノ内

延野村(大原郡)(ノブノ) 大原郡屋裏村ノ内
 飯島村(能儀郡)(ハシマ) 能義郡安來町ノ内
 濱村(神門郡)(ハマ) 簸川郡高松村ノ内
 東赤江村(能儀郡)(ヒガシアカエ) 能義郡赤江村ノ内
 東岩坂村(意字郡)(ヒガシイハ) 八東郡岩坂村ノ内
 東忌部村(意字郡)(ヒガシイムベ) 八東郡忌部村ノ内
 東神在村(神門郡)(ヒカシシ) 簸川郡神西村西東
 東園村(神門郡)(ヒガシソノ) 簸川郡園村ノ内
 東津田村(意字郡)(ヒガシツダ) 八東郡津田村ノ内
 東林木村(楯縫郡)(ヒガシハヤ) 簸川郡蕪巢村ノ内
 東福村(楯縫郡)(ヒガシブク) 簸川郡久多見村ノ内
 東持田村(島根郡)(ヒガシモチダ) 八東郡持田村ノ内
 菱根村(神門郡)(ヒシネ) 簸川郡遙堪村ノ内
 日白村(能儀郡)(ヒジラ) 能義郡荒島村ノ内

永室村(出雲郡)(ヒムロ) 簸川郡出西村神水ノ内
 日吉村(意字郡)(ヒヨシ) 八東郡岩坂村ノ内
 平田灘分村(楯縫郡)(ヒラタナダ) 簸川郡灘分村平田灘
 平田町(楯縫郡)(ヒラタマチ) 簸川郡平田町
 平田村上ヶ分(楯縫郡)(ヒラタムラ) 簸川郡平田町ノ内

本庄村(楯縫郡)(ホンジャウ) 簸川郡西田村水谷本
 前原村(大原郡)(マヘバラ) 大原郡幡屋村ノ内
 馬木村(神門郡)(マキ) 簸川郡朝山村ノ内
 松江分(意字郡)(マツエブン) 松江市南部
 松枝村(神門郡)(マツガエ) 簸川郡高松村ノ内
 松寄下村(神門郡)(マツヨリシモ) 簸川郡高松村ノ内

福原村(島根郡)(フクハラ) 八東郡持田村ノ内
 舟津村(神門郡)(フナツ) 簸川郡上津村ノ内

別所村(島根郡)(ベツショ) 八東郡本庄村ノ内
 別名村(出雲郡)(ベツミヨウ) 簸川郡伊波野村名島ノ内

細井村(能儀郡)(ホソキ) 能義郡島田村黒井田ノ内
 本郷村(秋鹿郡)(ホンゴウ) 八東郡佐太村佐陀本郷ノ内
 本庄村(島根郡)(ホンジャウ) 八東郡本庄村ノ内

三代村(大原郡)(ミジロ) 大原郡神原村ノ内
 美談村(楯縫郡)(ミダン) 簸川郡國富村ノ内
 三刀屋村(飯石郡)(ミトヤ) 飯石郡三刀屋村三刀屋町
 南講武村(島根郡)(ミナミコウブ) 八東郡講武村ノ内
 三保關(島根郡)(ミホノセキ) 八東郡三保關町三保關
 宮内村(能儀郡)(ミヤウチ) 能義郡安來町安來宮ノ内
 宮中村(飯石郡)(ミヤウチ) 飯石郡東須佐村宮ノ内

モ

森山村(島根郡) (モリヤマ) 八東郡森山村、森山

ヤ

安來村(能儀郡) (ヤスギ) 能義郡安來町ノ内
矢田村(意字郡) (ヤダ) 八東郡竹矢村ノ内
矢尾村(神門郡) (ヤビ) 簸川郡高濱村ノ内
山代村(意字郡) (ヤマシロ) 八東郡大庭村ノ内
八幡原村(神門郡) (ヤハタバラ) 簸川郡乙立村ノ内

ヨ

養加村(大原郡) (ヤウカ) 大原郡春殖村養賀
遙堪村(神門郡) (エウカン) 簸川郡遙堪村遙堪
吉岡村(能儀郡) (ヨシオカ) 能義郡宇賀莊村ノ内
吉野村(神門郡) (ヨシノ) 簸川郡山村口ノ内

ワ

和田村(能儀郡) (ワダ) 能義郡島田村黒井田ノ内
渡橋村(神門郡) (ワタリハシ) 簸川郡四纏村ノ内

〔地名索引 終〕

木實方資料調査日録

○昭和十年四月廿七日 晴

午前九時三十四分松江驛着八軒屋町室谷旅館ニ投宿ス。直ニ佐太神社ニ電話シテ朝山皓氏ニ着松ノ挨拶ヲナス。朝山氏ハ折宜ク松江市ニ用事アリテ出掛ケラルトコロナリトテ後ニ當方へ來訪サル、由言傳アリ。十一時頃來訪サル。依テ木實方調査ノ件ニ付キ種種便宜ヲ與ヘラレンコトヲ依頼ス。晝食後朝山氏松江中學校教諭山本清氏ニ紹介スベシトテ同氏ニ電話シテ來訪ヲ求ム。午後一時過山本氏來ラル、夫ヨリ三人ニテ調査ノ手順等打合せ、宿ヲ出デ母衣町村田寫真館ニ抵リ木實方役所跡ノ寫真撮影ノ事ヲ相談ス。同氏ハ取壊シ以前ノ木實方役所ノ寫真ヲ所持セリトノコトニ付探出サレンコトヲ頼ム、夫ヨリ同町酒井清太郎氏ヲ訪フ。同氏所藏ノ赤木文左衛門宛宗衍公書簡(書中ニ野間忠太夫ノ名アリ)ヲ寫ス。又稻塚家ノ墓ハ清光院ニアリトノ指示ヲ受ク。夫ヨリ四

人ニテ木實方役所跡ニ抵リ寫真ヲ撮影スベキ位置ヲ相談ス。酒井氏ト別レ歸途殿町景山旅館ニ立寄り景山惣七ノ事ヲ尋ネシモ同家ニテハ知ラザル由ナリ。東茶町ノ角ニテ朝山、山本兩氏ト別レ歸宿ス。

○四月廿八日晴夕方ヨリ 曇

午前八時發ノバスニテ佐太村ニ抵リ佐太神社ニ朝山氏ヲ訪フ。昨日ノ約ニヨリ山本氏來ラル又朝山氏電話ニテ江角ノ來間寫真師ヲ呼ビ寄セラル。山本氏寫真師同道ニテ講武村ニ行ク。同村南講武多久川(舊佐太川ノ上流)多久神社ノ傍ナル土手櫓ヲ撮影ス。夫ヨリ同村桑谷修一郎氏(五十九歳)ヲ訪ヒ木實方ノ事ニ付種々話ヲ聞ク。晝食ヲ馳走ニナリ同氏ノ案内ニテ櫓山ヲ見ニ行ク、上講武、石井ヨリ城山、小城山山腹ノ木實林ヲ撮リ夫ヨリ藤ヶ谷ヨリ城山ニ登ル、殆ンド山頂近クマデ油桐ノ畑ニテ櫓ハ今殘ラズ伐ラレテ無し。依テ頂上近クノ油桐畑ヲ參考トシテ撮影シテ下山シ桑谷氏宅ニテ休息シ佐太村へ歸ル。僅ノ違ニテバスニ乗り遅レ終ニ朝山氏宅ニ一泊ス。

○四月廿九日 雨

朝山氏ヨリ「雲藩職制」「御城下屋敷割」等ヲ拜借シテ歸宿、終日コレヲ調査ス、「御城下屋敷割」及「雲藩職制」附録文久地圖ヲ参照シ種々苦心ノ後舊木實方役所及野間稻塚ノ屋敷ノ位置ヲ推定ス、稻塚ハ二ヶ所アレバ何レカ直ニ判明セズ尙考フベシ

○四月三十日 晴後曇午後驟雨アリ

朝山氏ノ紹介狀ニヨリ外中原ニ青柳老婦ヲ訪フ。野間稻塚ノ事ヲ尋ヌルモ不明。夫ヨリ同所清光院ニ抵リ任職ニ面會シ過去帳全部ヲ調査ス。稻塚ノ名一ツモ見當ラズ同寺ヲ辭ス、此頃ヨリ空暗クナリ雨降り出スカト思ハル、ニヨリ急ギ歸途ニ就キシモ途中ニテ驟雨來ル物産陳列所ニ駈ケ込ミ雨止ミヲ待ツ。午後二時雨止ム。依テ歸宿シ現今ノ地圖ニ木實方役所及野間稻塚等ノ屋敷位置ヲ書キ入レス。午後三時頃村田寫眞館ニ行ク幸ニシテ舊木實方役所正面全景ノ寫眞ヲ探シ出セリト見セラル依テコレヲ懇望シ譲リ受ク

○五月一日 晴驟雨度々來ル正午頃雹降ル

朝ヨリ圖書館ニ抵リ朝山氏ノ紹介ニヨリ市史編纂員中村歷氏ヨリ「烈士錄」ヲ借覽ス。同書ヨリ野間家稻塚家ヲ抄寫ス。又不昧公傳其他地誌類ヲ閱覽シ午後四時歸宿ス。山本氏來訪サレ松江中學校生徒ニ野間姓ノモノアルニヨリ尋ネタルニ忠太夫ノ末裔ナリトノコトナルニヨリ墓所ヲ聞クニ榮町ノ圓城寺ナリトノコトナリト報告サル。依テ尙右生徒ノ家ニツキテ古文書等有ルヤ否ヤ調査ノ事ヲ依頼ス。

○五月二日 曇驟雨アリ

朝、榮町圓城寺へ行ク任職不在ナリシモ妻女ニ頼ミ漸ク過去帳ヲ一覽スルヲ得テ忠太夫ノ戒名ヲ寫ス。又墓地ニ詣デンガ昭和八年ニ改葬シ寄セ墓トナリ今ハ新シキ墓石トナレリ。同寺ヲ辭シ尙ホ南行シテ蠟絞リスル工場ヲ一覽ス。(山本氏ノ話ニ他ノ工場ハ最近スベテ電力ニ替リシモ當工場ノミハ今モ古風ニ人力ヲ用ユトノコトナレバナリ)其手法比較的古風ナルモ今ハ槌ヲ撞木ニ替ヘタリ、且ツ現今ハ蠟ノ需要少キ爲メ主トシテ桐油ヲ絞ル由ナリ、撮影シタク思ヒ

シモ工場内狭ク且暗ケレバ出來ズ。折柄雨降り出セルニヨリ急ギ歸ル。夫ヨリ圖書館ニ抵リ不昧公傳ヲ抄寫シ、正午過松江中學校ニ山本氏ヲ訪フ。歸途城山ニ正井儀之丞氏ヲ訪ヒシモ不在ノ由ニテ面會出來ズ。午後二時東茶町桑原羊次郎氏ヲ訪ヒ御給帳ヲ借覽シ、野間忠太夫ノ項ヲ抄寫ス。同氏ヨリ小川茂弘氏(九十歳)ニ紹介狀ヲ與ヘラル。同家ヲ辭シ米子町ニ小川老人ヲ訪ヒ、稻塚景山等ニツキテ種々質問ナスモ同人ノ記憶ニナシ。只御臺所奉行ノ稻塚和右衛門ハ子供ノ頃ニ見シ覺アリト云フノミ。談話中ニ桑原氏ヨリノ使來リ二三ノ書類ヲ見出セルニ付明日來訪セヨトノ事ナリ。同家ヲ辭シ四時頃酒井氏ヲ訪ヒ稻塚ノ墓ハ清光院ニ無キ由ヲ告グルニ同氏ハ初メ其誤ナキヲ主張セラレシガ稻塚ノ遠縁ノ重村芳ナル老婦法眼寺前ニ在レバ同道シテ尋ヌベシトノコトニ直ニ自動車ニテ行ク。幸ニシテ重村女ノ記憶ニアリ、和右衛門ハ寺町ノ專念寺ノ墓地ヲ借りテ葬リシニテ、清光院ハ同ジ稻塚ナルモ勘十郎ヲ葬リシナリト

シモ工場内狭ク且暗ケレバ出來ズ。折柄雨降り出セルニヨリ急ギ歸ル。夫ヨリ圖書館ニ抵リ不昧公傳ヲ抄寫シ、正午過松江中學校ニ山本氏ヲ訪フ。歸途城山ニ正井儀之丞氏ヲ訪ヒシモ不在ノ由ニテ面會出來ズ。午後二時東茶町桑原羊次郎氏ヲ訪ヒ御給帳ヲ借覽シ、野間忠太夫ノ項ヲ抄寫ス。同氏ヨリ小川茂弘氏(九十歳)ニ紹介狀ヲ與ヘラル。同家ヲ辭シ米子町ニ小川老人ヲ訪ヒ、稻塚景山等ニツキテ種々質問ナスモ同人ノ記憶ニナシ。只御臺所奉行ノ稻塚和右衛門ハ子供ノ頃ニ見シ覺アリト云フノミ。談話中ニ桑原氏ヨリノ使來リ二三ノ書類ヲ見出セルニ付明日來訪セヨトノ事ナリ。同家ヲ辭シ四時頃酒井氏ヲ訪ヒ稻塚ノ墓ハ清光院ニ無キ由ヲ告グルニ同氏ハ初メ其誤ナキヲ主張セラレシガ稻塚ノ遠縁ノ重村芳ナル老婦法眼寺前ニ在レバ同道シテ尋ヌベシトノコトニ直ニ自動車ニテ行ク。幸ニシテ重村女ノ記憶ニアリ、和右衛門ハ寺町ノ專念寺ノ墓地ヲ借りテ葬リシニテ、清光院ハ同ジ稻塚ナルモ勘十郎ヲ葬リシナリト

○五月三日 快晴

稻塚ノ戒名ヲ調査スルニハ西宗寺ニ行クヲ正當トスルモ或ハ專念寺ニ残り居リハセズヤト、朝食ヲ済シ直ニ寺町ナル專念寺へ行キ、任職ニ面會シテ稻塚和右衛門ノ戒名ヲ聞クニ「寺檀家ナルヤ墓檀家ナルヤ」ト問ハル、依ツテ墓地ヲ借りテ葬リシ由ヲ云ハバ「ソレナレバ墓檀家ナレバ過去帳ニ載セザレバ無シ」トイフ。依テ西宗寺ハ川津村ノ何ノ邊ニアルヤヲ問フ。任職モ委シク知ラズ暫ク考ヘ居リシガ「西宗寺ノ任職ハ當今隣寺ナル宗福寺ノ任職死去シ子息幼少ナレバ隔日位ニ隣寺へ來ルニヨリ行キテ聞カレヨ」ト告グ。直ニ宗福寺ヲ訪フ。幸ニ西宗寺ノ任職居ラレケレバ面會シテ稻塚ノ戒名ヲ調べ通知サレンコトヲ依頼シ、歸宿ス。

此日天氣宜シケレバ朝酌村へ廻田山ヲ調査ニ行カント思ヒ立チ、午前九時大橋際ヨリ汽船ニ乗ル。井奥ニテ下船ス。地圖ニ津田村ニ榎岡ノ地名アレバ或ハ榎山ナルカト思ヒテ行キテ見ルニ、今ハ松山ニテ榎木ハ一本モ無シ。井奥へ戻リ渡舟ニテ朝酌村矢田へ渡リ朝酌村役場ニ抵リ廻田山ノ所在ヲ問フ「廻田ナル地名ハ有ルモ廻田山ト云フハ知ラズ」ト云フ。尙「同村新山ナル入江和十郎ノ家ハ昔木ノ實ノ肝入役ナリシナレバ知リ居ルヤモ知レズ又古文書類モ有ルナラン」トノ事ニ同家ヲ訪ヒ、老人ニ會ヒテ種々質問スレドモ要領ヲ得ズ。古文書類モ箱等ヲ張リテ今ハ一ツモ無シト云フ。又廻田山ナル名ハ知ラザルモ字廻田ノ事ナラントノ事ニ道順ヲ聞キテ廻田ニ抵ル。一軒ノ農家アリ入りテ見ルニ一人ノ家人無シ。依テ詮方ナク引返サント少シ戻リカケシニ向フヨリ親子ノ農夫ノ來ルニ會シ廻田山ヲ問フニ同ジク廻田山ヲ知ラズ。然レドモ我家ハ廻田ナレバ此附近ノ事ナラン、先ヅ我家ニ來レ茶ニテモ飲ミナガラ話ヲセ

ントノ事ニ其ノ後ニ從ヒ行ケバ最前ノ家ナリ。主人ヲ野津武正氏ト云フ、同氏ノ話ニヨレバ此廻田ノ裏山ハ尾根ヲ境ニシテ向フハ新山ト呼ブト云フ。右新山ハ舊時ハ殿様ノ持山ナリ。又廻田ハ元全部榎山ナリシモ持主ナル御城下ノ侍手入ノ煩シサニ新山ノ入江和十ノ家ニ被下レシヲ後當家ニテ譲リ受ケタルモノナリト云フ。依テ秘傳書ノ新御立山ハ新山ト呼ブ事アレバ、コノ野津氏ノ脊後ノ山コソ野間忠太夫ノ山屋敷ナル廻田山トスルモ誤リ無カラント思ヒ寫眞ヲ撮ル。晝飯ヲ馳走ニナリ午後二時半同家ヲ辭シ四時頃松江ニ歸ル。直ニ桑原氏ヲ訪フ風邪氣ニテ臥床ノ由ニテ書類四冊ヲ借用シテ歸宿。右ノ書類ヲ深更マデ調査センモ取ルベキモノ無シ。

○五月四日 曇

宍道湖ヲ一周シ土手榎ヲ見ント思ヒ朝八時十分北松江發ノ電車ニテ大社へ行ク。途中車窓ヨリ東林木村神田川ノ土手ニ榎ノ並木見ユ。川跡驛ニテ下車シ西林木湯谷川ニ土手榎ヲ見ント行クニ土橋ノ際ニ三本

ノ榎木立テルノミニテ他ニ一本モ無シ。村民ニ聞ケバ本年舊二月ニ全部伐リタルナリトコトナリ。川跡驛ニ戻リ大社ニ抵リ、出雲大社ニ參拜シ晝飯ヲナシ大社驛ヨリ汽車ニテ湯町ニ行ク。途中東來待村ノ來待川ノ川口兩土手ニ土手榎ノ僅ニ殘レルヲ車窓ヨリ見ル。湯町ニ下車シバスニテ玉造へ行ク。途中玉造川ノ川口ヨリ小學校際マデノ間東側ノ土手ニ榎木アリ。玉造湯神社ニ參拜シ小學校際ニテ土手榎ノ寫眞ヲ撮ル。夫ヨリバスニテ松江ニ歸ル。此夜深更ニ朝山氏來リ投宿サル

○五月五日 晴

朝山氏ト種々談話シ今日歸京スル由ヲ告ゲ今回ノ調査ニ付キテノ厚意ヲ謝ス。九時ノバスニテ朝山氏歸ラル。夫ヨリ圖書館ニ行キ出雲十郡地圖ヲ借覽シ。古村名ヲ調べ、又列士錄ヨリ勝田理右衛門ノ項ヲ抄寫シ、中村氏及圖書館員ニ歸京ノ挨拶ヲナシ、午後一時宗福寺ヲ訪ヒ西宗寺ノ住職ヨリ稻塚ノ戒名ノ寫シヲ受取り、桑原氏ヲ訪ヒテ借用本ヲ返却シ歸京ノ挨拶ヲ述べ、午後八時三十四分松江發ノ汽車ニテ歸京ノ途ニ就ク。(藤木喜久麿)

復木實方秘傳書
 定價 壹圓七拾錢也
 昭和十一年八月廿五日印刷
 昭和十一年八月三十日發行

發賣所	版權所有		編輯者	アチツク ミューゼウム
	發行所	印刷所	印刷者	發行所
(本店・各支店)	東京芝罘三田二ノ一	丸善株式會社三田出張所	東京芝罘三田彌町十番地	高木一夫
	電話三田一八九二六 振替東京一八五二二		東京市京橋區銀座西八丁目五番地	齋藤計吉
			東京市京橋區銀座西八丁目五番地	民友社印刷所
			東京市芝罘三田彌町一〇	アチツク ミューゼウム

本製島中

アチツク ミュージウム 刊行書目

○アチツク ミュージウム彙報

〔一第〕 早川孝太郎校註
愛知縣北設樂郡下津具村
村松家作物覺帳
定價 金壹圓五拾錢
送料 拾四錢

〔二第〕 竹内利美編
小學生の調べたる
上伊那川島村郷土誌
定價 金壹圓八拾錢
送料 拾四錢
内容 本文菊判一〇〇頁・圖版七三面・地圖・索引

〔三第〕 武藤鐵城著
羽後角館地方に於ける
鳥蟲草木の民俗學的資料
定價 金壹圓八拾錢
送料 拾四錢
内容 本文菊判三七〇頁・圖版二面・地圖・索引

吉田三郎著

〔四第〕

男鹿寒風山麓農民手記

内容 本文菊判一八二頁・圖版二四面・地圖・索引

定價 金壹圓五拾錢
送料 拾四錢

高橋文太郎著

〔五第〕

武藏保谷村郷土資料

内容 本文二〇二頁・圖版四七面・地圖・索引

定價 金貳圓五拾錢
送料 拾四錢

内田武志著

〔六第〕

静岡縣方言誌

分布調査 第一動植物篇

(近刊)

竹内利美編

〔七第〕

上伊那川島村郷土誌續編

小學生の調べたる
内容 本文二二五頁・圖版二三面・地圖・索引

定價 金貳圓八拾錢
送料 拾四錢

知里眞志保著

〔八第〕

アイヌ民俗研究資料 一〔説話第一〕

内容 原文一三頁 譯文二七頁

定價 七拾錢
送料 二錢

アチツク ミューゼウム著

〔九第〕

所謂足半(あしなか)に就いて

(近刊)

稻塚和右衛門著

〔十第〕

榎木實方秘傳書

雲藩榎樹植林製蠟手記
内容 本文一五四頁・圖版一七面・地圖・語彙

定價 壹圓七拾錢
送料 拾四錢

宮本常一著

〔一十第〕

周訪大島を中心としたる
海の生活誌

内容 本文菊判三〇六頁・圖版四一圖。寫眞三葉。地圖。索引

定價 貳圓八拾錢
送料 拾四錢

○アチツク ミューゼウム ノート

〔一第〕 アチツクミューゼウム編
民具問答集

(近刊)

〔二第〕 山口和雄著
明治前期を中心とする
内房北部の漁業と漁村経済

頒布價 各金五拾錢
送料 各四錢

〔三第〕 櫻田勝徳・山口和雄著
隠岐島前漁村探訪記

(隠岐調査報告一)
内容 本文菊版一八三頁・寫眞二面・地圖・索引

頒布價 金壹圓五拾錢
送料 八錢

〔四第〕 櫻田勝徳著
糸満漁夫の聞書

(隠岐調査報告二)
内容 本文菊版三十二頁・寫眞一頁・糸満語彙

頒布價 金三拾錢
送料 二錢

〔五第〕 櫻田勝徳・山口和雄著
美保關・廣島三津・伊豫大三島
漁村探訪記

内容 本文菊版二二頁・地圖

頒布價 金三拾錢

〔六第〕 岩倉市郎著
喜界島調査要目

(非賣品)

〔七第〕 アチツク ミューゼウム編
民具蒐集調査要目

(非賣品)

〔八第〕 櫻田勝徳著
伊豫日振島に於ける舊漁業聞書

(近刊)

○文獻索引

第一年度合冊 金 五 圓

(四六倍版三六〇頁)

第二年度刊行目錄 全 八 冊

金 五 圓

四六倍版三六〇頁

(但し分賣希望の向には一頁約二錢の割にて分譲す)

索引世間胸算用 索引東海道膝栗毛

索引浮世風呂 索引たけくらべ

索引蘭學事始 索引農具便利論

索引農具捕 索引坑場法律

索引漁村維持法 索引一茶俳句集

日本地名索引(静岡、甲府、長野、高

田、新潟、村上、珠洲岬、伊良湖岬、富

山、相川、長岡、神子元島)

雜誌濶古の栞總目錄 東洋學藝雜誌

總目錄 人類學會雜誌總目錄 日本

經濟古典綜覽

索引日本永代藏 索引浮世床

索引人倫訓蒙圖彙 索引節用集

索引北越雪譜 索引百姓傳記

索引地方凡例錄

日本地名索引(高山、飯田、豊橋、日

光、宇都宮、東京、横須賀、白河、水戸、

佐倉、大多喜)

他に別冊

日本書目索引

芭蕉俳句索引

郷土研究索引第一卷

3800

3
7
✓

